

日本政策金融公庫マル経制度ご利用の皆様へ（個人事業用）

那珂市商工会（担当）

本日現在の金利 _____ %

手続きの流れ

申込み締切 _____ 月 _____ 日

↓

まるけい審査会 _____ 月10日・25日頃

↓

日本政策金融公庫へ

↓

融資実行 _____ 審査会后10日程度

運転資金 : 2000万円以内（10年以内）
設備資金 : 2000万円以内（10年以内）
運転・設備 : 2000万円以内
（据置期間：2年以内）
※1500万円を超える場合は、事業計画書の提出
及び毎月事業進捗報告書の提出が必要

あつ旋対象者

- 1) 那珂市商工会加入後、6ヶ月以上経過している者。
- 2) 従業員数が、商業・サービス業5人以下、製造業・その他20人以下である者。
- 3) 那珂市において1年以上同事業を行っている者。
- 4) 税金を完納している者。

必要書類

- 不動産評価証明書：土地、建物（代表者所有分）
- 納税証明書：市県民税、固定資産税、国保税
- 直近の個人事業税の納税額をご確認下さい。
- 営業〔実在〕確認書類（次ページ参照）
- 実印（代表者）
- 決算書・申告書の控：前期、前々期の2期分
- 許認可証の写し：必要業種のみ
- 借入返済表：借入金がある場合、全部の分

+設備資金の場合

- 見積書・カタログ等
- 平面図・建築確認書

+初回利用者のみ

- 略歴（職歴）書
- 不動産登記簿謄本

※申込みの際は、前月末までに電話にて事前にご連絡下さい。

※融資決定後、印鑑証明書が必要となります。

【申込者の営業（実在）確認書類】（個人事業主）

| 対 象 書 類 | 申 請 先 |
|---|--|
| ○所得税の事業所得にかかる証明書 （事業所得が明記されているもの） ※事業所得ゼロ表記は不可 | 市役所税務課 |
| ○所得税の電子申告した申告書及び受信通知を印刷したもの | 申告時に印刷 |
| ○納税証明書その 2（事業所得記載のあるもの） | 税務署 |
| ○事業税の領収書又はその証明書 | 領収書→事業所 証明書→県税事務所 |
| ○消費税の領収書又はその証明書 | 領収書→事業所 証明書→税務署 |
| ○市役所の受領印がある市県民税の申告書の第一面 | 市県民税確定申告書控より |
| ○源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税の領収書又はその証明書 | 領収書→事業所 証明書→税務署 |
| ○営業実態のわかる帳票類で申込前の直近6ヶ月程度の取引がわかる書類 | 請求書、納品書、領収書のうち、取引先が発行したもので、こちらの事業所名が記されているもの |
| ○所得税の確定申告書の第一面 ※税務署收受印の廃止により、経営指導員による営業状況確認が必要となります。 | 所得税確定申告書控より |
| ○消費税の申告書の第一面 ※税務署收受印の廃止により、経営指導員による営業状況確認が必要となります。 | 消費税確定申告書控より |

※対象書類のうちいずれかをご用意ください。

※上記書類が添付できない場合は、公庫に推薦できないものとなっております。